

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 つくしの会

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人つくしの会（以下『この法人』という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人の常勤・非常勤役員の報酬は、無報酬とする。

2 この法人の評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には出張や研修会等への参加に要する旅費（交通費、宿泊費）を役員及び職員出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

3 役員及び評議員が、その職務のため、理事会及び評議員会に出席した際の交通費に関しては、別記①『理事会及び評議員会の旅費交通費』に定める額とする。ただし、常勤理事に関しては支給しないこととする。

4 前項の交通費の実費が前項の定める額を超える場合には、役員及び職員出張旅費規程に基づき、交通費を支払う事ができる。この場合、前項の定める額は支給しない。

5 理事会・評議員会が同日に開催され、その両方に出席した役員に関しては、交通費を理事会出席分しか支給しない。

6 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合の交通費は、別記②『監事の監査指導時の旅費交通費』に定める額とする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償は、通貨を持って本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 費用弁償は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は平成29年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成29年6月21日から施行する。

別記① 理事会及び評議員会の旅費交通費

理事会・評議員会出席の都度、旅費交通費として一人一律 1000 円

別記②『監事の監査指導時の旅費交通費』

監査指導の都度、旅費交通費として一人一律 1000 円